

官報

号外

昭和四十年三月九日

第四十八回国會議院會議録 第十五号

昭和四十年三月九日(火曜日)

議事日程 第十三号

昭和四十年三月九日

午後二時開議

第一 会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 物品管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 物品管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件

午後二時六分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

議員麻生良方君から、海外旅行のため、三月十六日から四月十日まで二十六日間請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

日程第一 会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 物品管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一及び日程第二とともに、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件を追加して三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

日程第一、会計法の一部を改正する法律案、日程第二、物品管理法の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件、右三件を一括して議題といたします。

会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十年二月二十六日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田 中殿

会計法の一部を改正する法律

會計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「隔地者に支払をしようとするときは」を「債権者に支払をする場合において、政令で定める場合に該当するときは」に改め、同条第二項中「隔地の」を「政令で定める」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

物品管理法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十年二月二十六日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田 中殿

物品管理法の一部を改正する法律

物品管理法(昭和三十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十四條第五項」を「第十九條第一項中契約等担当職員の意義に係る部分」に改め、同条第四項を削る。

第四条中「政令で定めるところにより」及び「次条第二項を除き」を削る。

第五条を次のように改める。

(分類換)
第五条 各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、前条の物品管理官又は分任物品管理官に対して、物品の分類換(物品をその属する分類から他の分類に所属を移すことをいう。以下同じ)を命ずることが出来る。

2 物品管理官又は分任物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて分類換をする場合を除くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、各省各庁の長(前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員)の承認を経て、物品の分類換をすることが出来る。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

(物品の管理に關する計画)
第十三条 物品管理官は、毎會計年度、政令で定めるところにより、その管理する物品の効率的な供用又は処分を図るため、予算及び事務又は事業の予定を勘案して、物品の管理に關する計画を定めなければならない。

2 物品管理官は、前項の計画を定めたときは、当該計画のうち供用に係る部分を物品供用官に通知しなければならない。

第十四条 削除

第十五条中「運用計画が立てられている物品にあつては運用計画に基づいて」を「第十三条第一項の計画に基づいて」に改める。

第十六条第一項及び第二項を次のように改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

各省各庁の長又は政令で定めるところにより

その委任を受けた当該各省各庁所属の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、物品管理官に対して、物品の管理権(物品管理官の間において物品の所属を移すことをいう。以下同じ。)を命ずることができ、

2 物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて管理権を行使する場合を除くは、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、各省各庁の長(前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員)の承認を経て、物品の管理権を行使することができる。

第十九条の見出しを「(取得手続)」に改め、同条第一項中「運用計画が立てられている物品については運用計画の範囲内、その他の物品については」を「第十三条第一項の計画に基づいて、物品の」に改め、「契約等担当職員」の下に「(国のために契約その他物品の取得又は処分の原因となる行為をする職員をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「基き」を「基づき」に改め、

第二十条の見出しを「(供用手続)」に改め、同条第一項中「(国のために)」に改め、同条第二項中「命令を」を「(前項の請求に基づいてしたときを除く。)」を「命令を、又は抽出しをするときは、物品を供用を置かない場合にあっては、物品を使用する職員。以下次条において同じ。」を削る。

第二十一条の見出しを「(返納手続)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、供用中の物品で物品管理官が定める軽微な修繕又は改造を要するものについては、適用しない。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十六条第二項中「物品管理官は、第二十一条第一項又は前項の報告等により修繕又は改造を要する物品を」物品管理官又は物品供用官は、修

繕又は改造を要する物品(物品供用官にあつては、第二十一条第三項に規定する物品に限る。)に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十九条第二項の規定は、前項の規定による請求があつた場合について準用する。

第二十七条第一項中「(各省各庁の長)」の下に「又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員」を加える。

第二十八条第二項中「前項の物品のうち、売却を目的とするもので運用計画が立てられているものについては運用計画の範囲内、その他のものについては必要なく、契約等担当職員に対し、」を「第十三条第一項の計画に基づいて、契約等担当職員に対し、前項の物品の」に改め、同条第三項中「基き」を「基づき」に改める。

第三十一条の見出し中「物品管理職員」の下に「等」を加え、同条第一項中「吏員」の下に「並びにこれらの補助者」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 物品を使用する職員は、故意又は重大な過失によりその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を弁償する責めに任じなければならない。

第三十二条中「物品管理職員が、物品を」を「その所管に属する物品が」に改め、「又は」の下に「物品管理職員が」を加える。

第三十三条第一項中「各省各庁の長」の下に「又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員」を加える。

第三十四条を次のように改める。

第三十五条中「第二十九条まで」の下に「第三十一条第二項」を加える。

第三十七条中「政令で定める重要な物品」を「国が所有する物品のうち重要なものとして政令で定めるもの」に改める。

第三十八条の見出しを「(国会への報告等)」に改め、同条第一項中「基き」を「基づき」に改め、同条

第二項中「その検査を受け」を削り、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 内閣は、第一項の物品増減及び現在額総計算書に基づき、毎会計年度間における物品の増減及び毎会計年度末における物品の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第三十七条及び第三十八条の規定は、昭和三十九年度分の報告書及び物品増減及び現在額総計算書から適用する。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めめるの件

右 国会に提出する。

昭和四十年二月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めめるの件

東京国税局に在原税務署及び武蔵府中税務署を、札幌国税局に札幌北税務署を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

別紙 新設する税務署

所轄国税局	都道府県名	税務署名	位	置	管轄区域
東京	東京	荏原	品川	区	品川区のうち小山台一丁目、小山台二丁目、小山二丁目から小山八丁目まで、荏原一丁目から荏原七丁目まで、平塚一丁目から平塚八丁目まで、西戸越一丁目、西戸越二丁目、東戸越一丁目から東戸越五丁目まで、西中延一丁目から西中延五丁目まで、東中延一丁目から東中延五丁目まで、豊町一丁目から豊町六丁目まで、二葉一丁目から二葉四丁目まで
東京	東京	札幌	札幌	市	札幌市のうち日本国有鉄道函館本線以北で豊平川以西に属する地域(琴似町、発寒を除く)、琴似町、江別市、札幌市のうち手稲町、石狩郡、厚田郡
東京	武蔵府中	府中	府中	市	府中市 調布市 北多摩郡のうち狛江町

理由

最近における大都市地域の納税者及び課税物件の大幅な増加等による事務の増大に対処し、納税者の利便と税務行政の円滑な運営を図るため、東京国税局に在原税務署及び武蔵府中税務署を、札幌国税局に札幌北税務署を設置する必要があるからである。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長吉田重延君。 會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参

議院送付) に関する報告書
物品管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付) に関する報告書
〔本号末尾に掲載〕

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めの件に關する報告書
〔會議録追録に掲載〕

〔吉田重延君登壇〕

○吉田重延君 たいだいま議題となりました二法律案及び一承認案件につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに會計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のとおり、従来國の債権者に対する支払いは、支出官が日本銀行を支払い人とする小切手を振り出し、これを債権者に交付することにより行なわれるのが原則となっておりますが、これに対する特例といたしまして、隔地の債権者、すなわち支出官の取引先日本銀行の所在地外にいる債権者に対して支払いをする場合には、支出官は所要の支払い資金を日本銀行に交付し、同行をしてこれらの債権者に払い渡しをさせることができることとなっております。

この場合の日本銀行の支払い方法といたしましては、銀行または郵便局の窓口を支払い場所とするもの、並びに債権者の請求によりその居所あてに送金するもの、及び銀行振り込み、つまり債権者の指定する銀行の預貯金口座に支払い金を振り込むもの等があります。

今回の改正の内容は、ただいま申し述べました銀行振り込みによる支払い方法を、支出官の取引先日本銀行の所在地にいる債権者に対する支払いにつきましても取り入れることといたしまして、國から支払いを受ける債権者の利便等をはかりとするものであります。

続いて、物品管理法の一部を改正する法律案に

ついて申し上げます。

この法律案は、國の物品管理の事情にかんがみ、管理の簡素化及び合理化をはかりとするものであります。おもな内容は次のとおりであります。

まず第一に、物品の分類の設定、分類がえ及び異なる各省各庁間の管理がえをする場合の各省各庁の長からの大蔵大臣への協議を廃止することといたしております。

第二に、各省各庁の長は、分類がえの命令及び承認、管理がえの命令及び承認、物品の不用決定の承認並びに物品を亡失、損傷することにより、國に損害を与えた職員に対する弁償命令の権限を部下の職員に委任して行なわせることができることといたしております。

第三に、各省各庁の長が立てる物品の需給計画及び物品管理官が立てる運用計画を廃止し、新たに物品管理官が物品の管理に關する計画を立てることといたしております。

第四に、物品管理機關の補助者につきましても、故意または重大な過失により國に損害を与えたときは、弁償責任を課することといたしております。

その他、物品管理に關する報告及び検査の制度等につきましても、簡素化及び合理化をはかることといたしております。

以上二法律案は、参議院先議の後、本院に送付されたものであります。当委員会において審議の結果、去る五日、質疑を終了し、直ちに両案を一括して採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めの件について申し上げます。

最近、都会地の税務署におきましては、管内の納税者、課税物件等の大幅な増加に伴い事務量が過大となり、税務行政の運営に円滑を欠くおそれを生じてきておりますので、本件はこのような事情に対処して、東京国税局管内に荏原税務署及び武蔵府中税務署を、札幌国税局管内に札幌北税務

署をそれぞれ設置し、もって納税者の利便と税務行政の円滑な運営をはかりとするものであります。

本件につきましては、審議の結果、本九日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であり、また、両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めの件につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十分散会

出席政府委員

大蔵政務次官 鍛冶 良作君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員 辞任)
一、去る五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 福田 赳夫君
商工委員 村上 勇君
建設委員 稻村左近四郎君

予算委員 村上 勇君
去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 田川 誠一君
農林水産委員 亘 四郎君

(常任委員補欠選任)
去る五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員 三原 朝雄君
商工委員 村上 勇君

建設委員 村上 勇君
予算委員 稻村左近四郎君

去る六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

文教委員 大石 八治君
農林水産委員 山中 貞則君

(議案提出)
去る五日、議員から提出した議案は次の通りである。

最低賃金法案(井手以誠君外十四名提出)
駐留軍労働者の雇用安定に關する法律案(中村高一君外十三名提出)

一、昨八日、議員から提出した議案は次の通りである。

駐留軍關係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(中村高一君外八名提出)

(議案付託)
去る五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

新東京国際空港公団法案(内閣提出第一〇三号)
運輸委員会 付託

一、昨八日、委員会に付託された議案は次の通り

昭和四十年三月九日 衆議院會議録第十五号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

である。
最低賃金法案(井手以誠君外十四名提出、衆法第七号)
駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案(中村高一君外十三名提出、衆法第八号)
以上二件 社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

航空機工業振興法の一部を改正する法律案
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

一、昨八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

最低賃金法案(井手以誠君外十四名提出)
駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案(中村高一君外十三名提出)

會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

支出官は、隔地の債権者のほか、当地の債権者(支出官の取引先日本銀行の所在地にいるもの)についても、政令で定める場合に該当するときは、日本銀行に必要な資金を交付して、債権者の指定する銀行の預貯金口座に支払金を振り込む方法による支払いを行なわせることができることとしようとするのが本案の要旨である。

二 議案の可決理由

国から支払いを受ける債権者の利便及び国の支出事務の合理化等をはかるための措置として適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十年三月五日

大蔵委員長 吉田 重延
衆議院議長 船田 中殿

物品管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国の物品管理の実情にかんがみ、管理の簡素化及び合理化をはかろうとするもので、主な内容は、次のとおりである。

(一) 物品の分類の設定、分類換及び異なる各省各庁間の管理換をする場合の各省各庁の長からの大蔵大臣への協議を廃止すること。

(二) 各省各庁の長は、分類換の命令及び承認、管理換の命令及び承認、物品の不用決定の承認並びに物品を亡失、損傷することにより国に損害を与えた職員に対する弁償命令の権限を部下の職員に委任して行なわせることができることとする。

(三) 各省各庁の長が立てる物品の需給計画及び物品管理官が立てる運用計画を廃止し、新たに、物品管理官が物品の管理に関する計画を立てることとする。

(四) 物品管理機関の補助者が、故意又は重大な過失により国に損害を与えたときは、弁償責任を課することとする。

(五) その他、物品管理に関する報告及び検査の制度等について簡素化及び合理化をはかること。

二 議案の可決理由

物品管理法の運用の状況に徴し、現行制度をより実効性のあるものとするための措置として適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十年三月五日

大蔵委員長 吉田 重延
衆議院議長 船田 中殿

衆議院會議録第十三号(一)中正誤

へし 段行 誤 正

一六 四 になるので になるで
一六 二八 全般 今般

衆議院會議録第十四号中正誤

へし 段行 誤 正

三九 四 二月 三月
二四 三 管制図が 管制図を